

加美町木質バイオマス推進事業補助金交付要綱

令和3年3月5日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素の追加的排出を伴わない木質バイオマスエネルギーの利用促進と、地球温暖化防止を推進するとともに、森林資源の有効活用を図るため、木質バイオマスストーブ又は木質バイオマスボイラー(以下「木質バイオマスストーブ等」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、加美町補助金交付事務取扱要領(平成15年加美町告示第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスストーブ 木質ペレット(粉状にした木材を圧縮成形した木質燃料)、チップ、薪等を燃料としたストーブ。
- (2) 木質バイオマスボイラー 薪等を燃料として使用するボイラー及び風呂釜。
なお、灯油などの化石燃料と併用できるものも含む。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる木質バイオマスストーブ等は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 購入及び設置に要する経費が3万円以上であること。
- (2) 木質バイオマスストーブ等を適正に維持管理できること。
- (3) 中古品、自作品、リース品でなく、未使用品であるもの。
- (4) 建築基準法等関連法規に基づいて設置されるものであること。
- (5) 排気ダクトを備え付けた固定式のもの。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は有することとなる者、町内に事業所を有する事業者で、木質バイオマスストーブ等を自ら居住する町内の住宅又は事業所(店舗及び併用住宅を含む。)に設置する者。
- (2) すべての町税に未納がないこと。
- (3) 町で実施している他の補助制度を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、木質バイオマスストーブ等の購入及び設置に係る費用（防火のための周囲1 m程度の改修及び床の補強等を含む。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1とし、上限額は10万円とする。その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 補助金の交付は、補助対象設備の各区分につき1回とする。

（申請受付期間等）

第7条 補助金の交付の申請を受け付ける期間は、当該年度の4月1日から次年3月10日までの間とする。ただし、4月1日又は3月10日が休日の場合はそれぞれの翌日とする。

2 町長は、申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える時は、第1項の期間内であっても、受付を停止する。

（補助金交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定に基づき、期日まで加美町木質バイオマス推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象設備を設置する箇所の位置図（住宅地図等の写し）
- （2）補助対象設備を設置する住宅全体及び設置状態が確認できる写真
- （3）補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し（対象経費の記載のない場合は、内訳が記載された見積書等の写し）
- （4）補助対象設備の仕様が確認できるカタログの写し
- （5）町税納証明書
- （6）誓約書
- （7）補助対象設備の購入先又は設置業者が交付申請を代行する場合は、加美町木質バイオマス推進事業補助金交付申請手続代行届
- （8）その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び通知）

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、現地調査等によりその内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金額を決定し、加美町木質バイオマス推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（補助金交付の請求）

第10条 前条に定める交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、

通知を受けた日から起算して10日以内に、加美町木質バイオマス推進事業補助金交付請求書（様式第3号。以下「補助金交付請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

（財産処分の制限）

第12条 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間中、この補助金の交付の目的に反して使用し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全額又は一部を取消することができる。

- （1）本要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）虚偽の申請、その他不正の手段によって補助金を受けたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

（協力）

第15条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該木質バイオマスストーブ等の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和3年3月5日告示第6号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。